

第 3 編 工業用水道事業

第 1 章 施設の状況

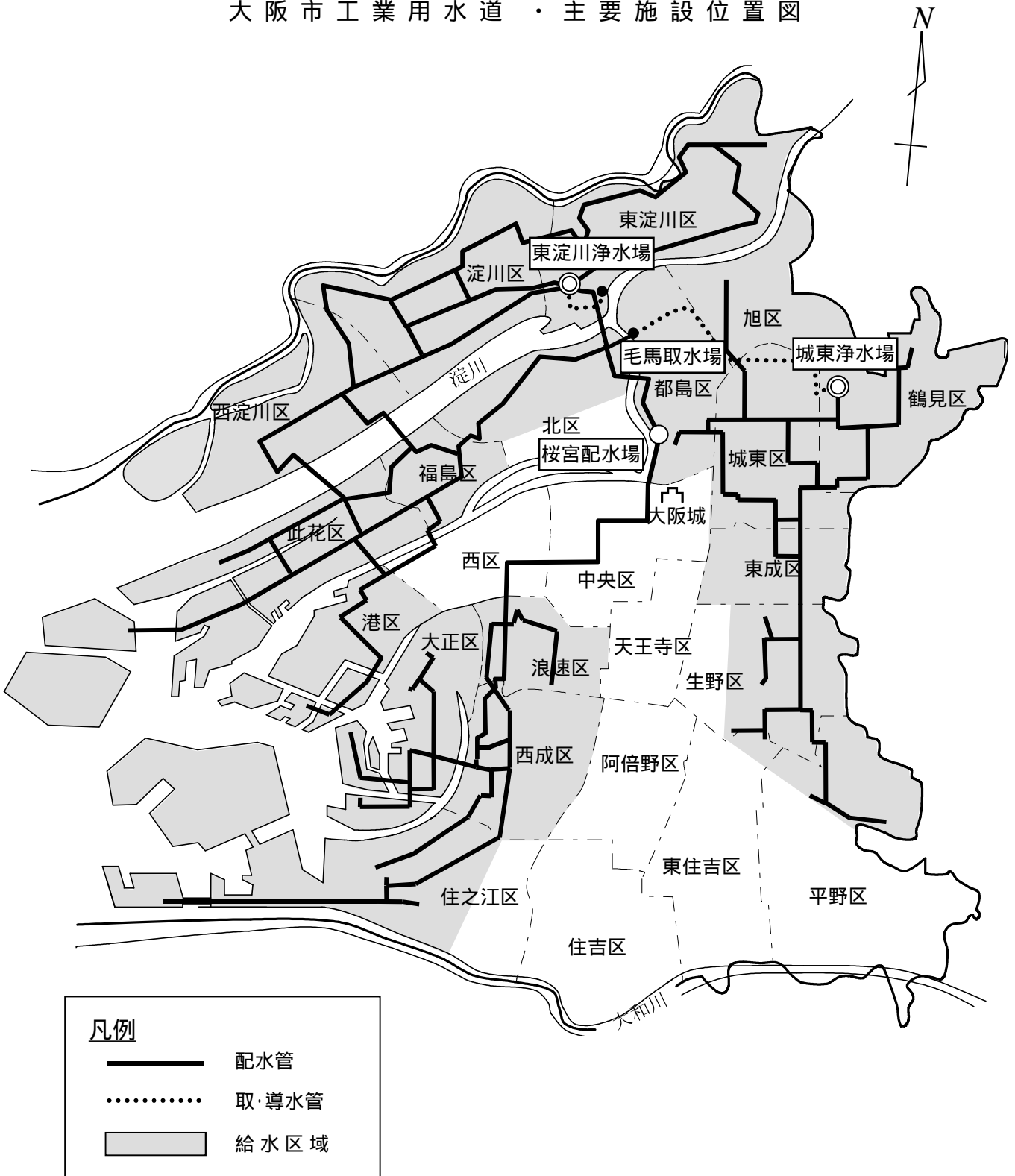
1 概 要

浄水場の概要は次表のとおりで、導・配水管の布設延長は現在304kmとなっている。なお、給水区域は、工業用地下水くみ上げ規制区域の全域である。（市内24区のうち、19区の一部地域）

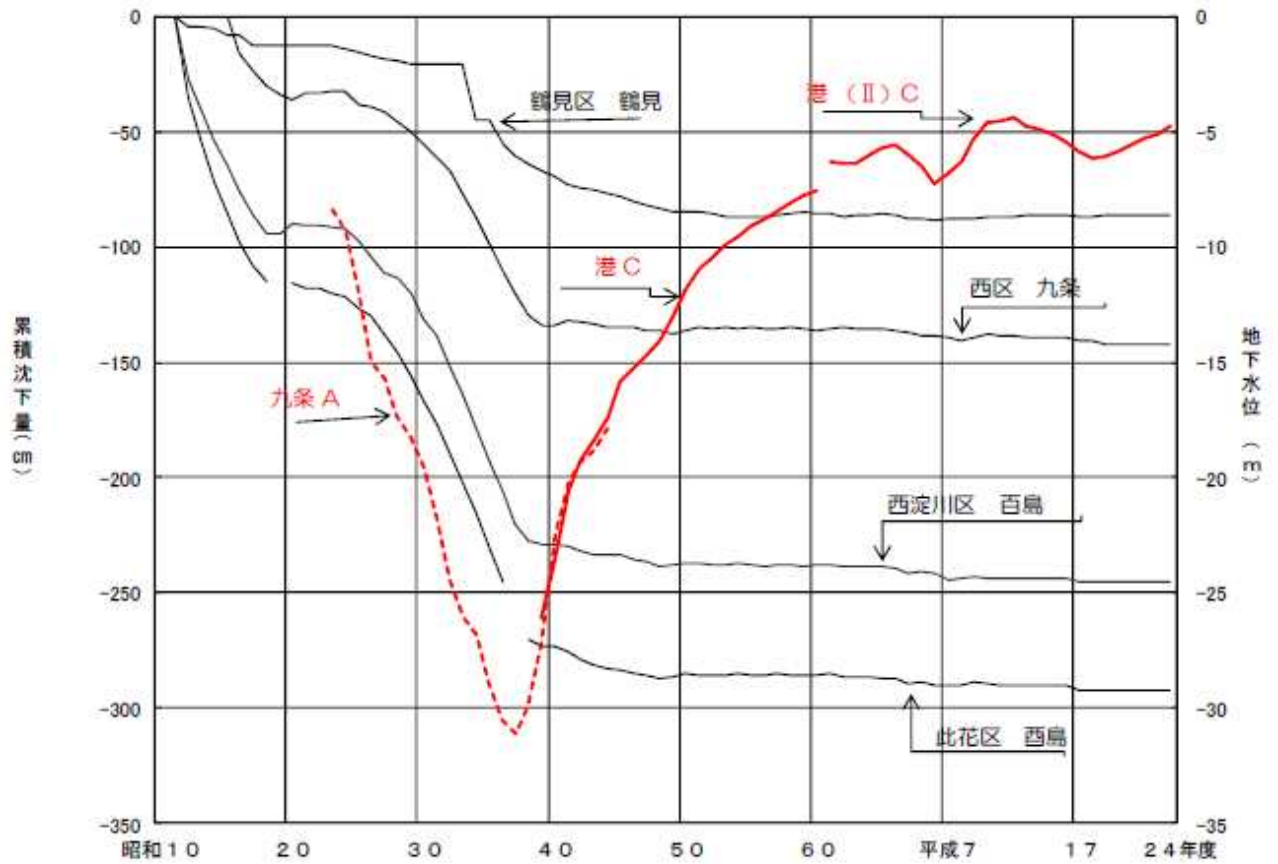
（平成26年3月31日現在）

		東淀川浄水場系	城東浄水場系	合 計
所在地		東 淀 川 区 柴 島 1 丁 目	鶴 見 区 横 堤 4 丁 目	
水源		淀 川	大 川 (旧淀川)	
取水場			毛馬取水場	
給水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)		151,000	109,000	260,000
取水設備	取水口	1基	1基	2基
	沈砂池	2池	2池	4池
	取水ポンプ	4台(1棟)	4台(1棟)	8台(2棟)
浄水設備	混和池	3池		3池
	沈でん池	3池	4池	7池
	薬品注入設備	1式	1式	
配水設備	配水池	橋内配水池 3,460 m^3 (2池) 桜宮配水池 1,950 m^3 (2池)	12,520 m^3 (4池)	17,930 m^3 (8池)
	配水ポンプ	10台(2棟)	5台(1棟)	15台(3棟)
	加圧ポンプ	2台(北港)		2台
排水設備	脱水機	上水と共用	2台	
	天日乾燥池		3,240 m^2 (3池)	3,240 m^2 (3池)
給水開始(年度)		昭和38	昭和41	
給水区域		福島区、此花区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、東淀川区、西成区、北区(一部)、住之江区(一部)	都島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、生野区(一部)、東住吉区(一部)、平野区(一部)	

大阪市工業用水道・主要施設位置図



大阪市における地盤沈下及び地下水位の経年変化図



昭和29年6月 第一期工業用水道給水開始
 昭和31年6月 工業用水法施行
 昭和34年4月 大阪市地盤沈下防止条例施行
 昭和34年5月 第二期工業用水道給水開始
 昭和36年9月 第三期工業用水道給水開始
 昭和37年8月 ビル用水法・工業用水法(改正)施行
 昭和39年10月 第四期工業用水道給水開始
 昭和40年10月 第五期工業用水道給水開始
 昭和43年12月 市内指定地域工業用地下水許可期間終了

(注)
 1. 地下水位は、観測井の管頭から地下水面までの距離です。
 2. 九条A観測井は昭和45年で、港C観測井は昭和60年で観測中止

参考) 大阪市環境白書25年版(一部抜粋)

2 工業用水道改築事業

大阪市の工業用水道は、地盤沈下対策の一環として給水を開始して以来、本市の産業基盤の発達と安定に寄与してきたところであり、異常渇水と引き続く石油ショックによる急激な景気の後退により需要量が大幅に減少するとともに、その後もほぼ一貫して減少傾向で推移した水需要に対応して、浄水場等の施設の統廃合を段階的に進めてきた経緯があるが、依然として本市の都市活動を支える重要な役割を担っている。

このため、産業構造の転換や工業用水の回収利用の進展などを考慮し、需要に見合った適正な施設規模を確保するとともに、施設の安定性の向上を図るため、経年施設の計画的更新、施設安定化対策、浄水管理システムの高度化の3つを基本施策とした工業用水道改築事業を通商産業省（現在の経済産業省）の国庫補助事業として、平成5年度～平成11年度までの7か年にわたり、総事業費35億3,700万円をもって実施した。

さらに、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、これまで更新対象としていなかったメカニカル継手の鑄鉄管にも多くの被害が発生したことから、今後の管路整備においては、鑄鉄管全体を視野に入れる必要性が認識された。

このようなことから、メカニカル継手を加えた全ての鑄鉄管のうち、法定耐用年数の経過したものを更新対象として、さらには更新地域の限定などによる事業規模の適正化を図った工業用水道改築事業（第2次）を、通商産業省（現在の経済産業省）の国庫補助事業として、平成12年度～平成20年度までの9か年にわたり、総事業費25億962万円をもって実施した。

3 工業用水道広域化事業

大阪市及び大阪府が地方自治法に基づき共同で設立した一部事務組合である大阪臨海工業用水道企業団（以下、企業団という。）は、大阪府側の堺港地域、大阪市側の大阪南港地域及び自家用工水として大阪市大正区・浪速区・住之江区・西成区に供給する大阪市工業用水道に給水してきた。平成14年度末に大阪府側唯一であり最大の需要者であった新日本製鐵株式会社堺製鐵所が全量撤退したことにより、大阪府が企業団に参画する意味がなくなることから、2以上の地方公共団体によって構成される一部事務組合としての企業団の設立要件を欠き、また、その経営も成り立たなくなることから平成15年度末に企業団を解散した。

また、その際、企業団解散後に残る既存需要者は、市側の需要者のみであったことからこれらの需要者に対する給水義務を平成16年度から大阪市が引き継いでいる。

しかしながら、既存の企業団施設の能力は、現状の水需要の実態と大きくかけ離れているため、大阪市がその事業承継を行う際には、経営健全化の観点から、需要の実態に見合った施設の再配置や運転管理の効率化等の対策を講じる必要がある。

こうしたことから、大阪市では、効率的な施設運用を前提としつつ、既存需要者への安定給水

を確保することを目的として、平成16年度～平成18年度までの3か年計画による大阪市工業用水道広域化事業を、総事業費22億5,800万円をもって実施し、企業団の津守浄水場を廃止するとともに、桜宮取水場を配水場に改造し、大阪市の東淀川浄水場と接続するための連絡管を布設することなどにより、大阪市工業用水道東淀川系の広域化を図った。

4 工業用水道施設整備

(1) 事業概要

工業用水道改築事業（第2次）に引き続く施設整備として、平常時における安定給水確保と市内配水の異常時における応援体制の強化を図るため、送配水システムの機能向上や経年設備の更新整備を推進している。

(2) 実施状況

項 目	平成25年度決算額	平成25年度の主要工事
浄送水設備	0	
配水設備	273,914,043	夢洲・舞洲配水管布設工事
合 計	273,914,043	